

登米市環境キャラクターの使用に関する要綱

平成19年5月9日

登米市告示第101号

(目的)

第1条 この要綱は、市民、法人その他団体等(以下「市民等」という。)が、登米市環境キャラクター(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、別表に掲げるものをいう。

(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、登米市環境キャラクター使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、登米市環境キャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の承認)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合にキャラクターの使用を承認することができる。

- (1) 環境保全活動を行うシンボルとして使用すると認めるとき
- (2) 環境への負荷の低減に寄与する財又はサービスの提供に付随して使用すると認めるとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要と認めるとき

2 市長は、使用の承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定によりキャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。

(2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用結果報告)

第 7 条 使用者は、市長が使用結果報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 承認に関する庶務は、市民生活部環境課で処理する。


(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 5 月 9 日から施行する。

別表(第2条関係)

図 柄	
愛 称	トメル君 オトメちゃん